

横浜市立間門小学校 いじめ防止基本方針

策定日 平成26年2月13日

1、いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る必要がある。

〈学校として〉

- ・あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・いじめは、どこのクラスにも、どこの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ・いじめは絶対に許さないこと、いじめられている子を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと、組織的に取り組む。

〈保護者として〉

- ・どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われる時には、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

〈子どもとして〉

- ・自己の夢を達成するために、何事にも一生懸命取り組むとともに、他者に対しても思いやりの心を持ち、自らが主体にいじめのない風土づくりに努める。
- ・周囲にいじめがあると思われる時には、当事者に声をかけたり、周囲の人に積極的に相談したりすることに努める。

2、組織の設置及び組織的な取組

(1) 「間門小いじめ防止対策委員会」の設置

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、学年主任、養護教諭、児童指導部で構成される「間門小いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 「間門小いじめ防止対策委員会」の取組

①未然防止に関すること

- ・新年度の職員研修で学校経営方針、児童指導方針を全職員で共通理解する。
- ・学校の約束（間門スタンダード）を守るように指導する。
- ・校内重点研究（健康教育）を通して、言語活動の充実を図り、思考力、判断力、表現力の育成に努める。
- ・どの授業でも、適切な発問や板書をし、わかりやすい授業を心がける。
- ・子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築できるよう、人権教育全体計画、道徳教育全体計画、「豊かな心の育成」推進プラン等をもとに教育活動を行う。
- ・タッチングプールや水族館を活用した学習など、生命の大切さに触れられるようにする。
- ・高学年における委員会・クラブ活動、各学年における実行委員会、なかよし活動等、あらゆる教育活動で効力感を感じられるようにする。

② 早期発見に関すること

- ・ 常日頃から子ども達の様子を観察し、気になる子どもに声をかけたり、言葉や態度についてはその場で指導したりするとともに、内容によっては学年に相談し、チームで取り組むようにする。
- ・ 毎月の職員会議において気になる子どもを報告し合って情報を共有し、内容によっては、間門小いじめ防止対策委員会を開き、チームで取り組むようにする。
- ・ 年間2回のいじめアンケート(いじめ解決一斉キャンペーンを含む)を実施し、実態の把握、早期発見に努める。
- ・ インターネットを通じたいじめに対処するために、プリントを配布したり、講座をひらいたりして児童や保護者への必要な啓発活動を行う。
- ・ 保護者、地域、はまっ子ふれあいスクール等の学校協力者との連携を密にし、情報の収集に努める。
- ・ 子どもや保護者に対して、いじめ等があった場合は、担任だけではなく、管理職、児童支援専任、養護教諭、学校カウンセラー、さらに様々な関係機関に相談できることを周知する。

③ 早期対応、適切な対応、措置に関すること

- ・ いじめが疑われる情報が入った時には、一人で対処せず、早急に学年、児童支援専任、管理職に相談し、チームで対応する。間門小いじめ防止対策委員会をひらき、事案の解決に向けて、方針、目標、手順、役割を決める。
- ・ 被害者からよく話を聞き、気持ちを受け止めるとともにできるだけ詳細な事実を把握する。被害者への救援を第一として子どもの状態に合わせた継続的なケアを行う。また、いじめを知らせた子どもがいる場合は、その子どもの安全も確保する。
- ・ 目撃者から話をよく聞き、被害者の話と照らし合わせ事実の確認をする。
- ・ 加害者から話をよく聞き、被害者と目撃者の話と照らし合わせ事実の確認をする。
- ・ 全職員で情報を共有し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援をする。
- ・ いじめが犯罪行為にあたると認められるような場合や、児童の生命や身体または財産に重大な被害が生じる場合は直ちに警察に通報するとともに、関係機関、専門機関と連携する。
- ・ 事案によっては、保護者、地域にも協力を依頼し、再発防止に向けて取り組む。
- ・ 教職員がいじめに関わる事案に適切に対応できるよう、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を活用したいじめの防止等に関する校内研修を7月に実施する。

3、重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、直ちに教育委員会に報告する。「間門小いじめ防止対策委員会」を中核にして、迅速に対応するとともに、再発防止に視点をあてた「調査」を実施する。その調査結果は、教育委員会に方向をする。いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

4、その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。